

第六十五回国会 法律 務 委 員 会 議 録 第 九 号

昭和四十六年三月九日(火曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 福永 健司君

理事 岡沢 完治君

石井 桂君

島村 一郎君

松本 十郎君

林 孝矩君

出席政府委員

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法法制調査部長 貞家 克巳君

委員外の出席者

最高裁判所事務 瀬戸 正二君

最高裁判所事務 牧 圭次君

最高裁判所事務 牧 圭次君

法務委員会調査 福山 忠義君

室長

委員の異動

三月九日

辞任

勝澤 芳雄君

丸山 勇君

補欠選任

中澤 茂一君

山田 太郎君

本日開議に付した案件

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)

刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出第八一号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案の各案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。松本十郎君。

○松本(十)委員 私は、訴訟費用に関する三つの法案について、若干の質問を行ないたいと思います。

まず、この訴訟費用制度につきまして、諸外国の立法例と申しましょるか、制度の概要あるいはそのいふものを流れる原則的な考え方、そういうものについてお伺いしたいと思ふのです。

○眞家政府委員 訴訟費用につきましては、これは一般の国民が訴訟制度を利用するものでござい

ますから、一部利用する当事者の負担にする必要があるという要請は当然あるわけでござい

ます。しかしながら、一方におきまして、その負担を重くするということは国民の権利保護に欠けるという見地から、その間の調整を考へる必要があるわけ

でございます。世界各國におきましても、詳しくはいろいろ考慮がされてお

り、また、その態度もさまざまであるわけでござい

ますが、民事訴訟の例で申しますならば、結局は敗訴者の負担に

帰せしめるといふことはほぼ共通の原則であるように思

われるわけでござい

ますし、また刑事につきましても、ある程度の費用を有罪となつた被告

人が負担するということも各國を通じた原則であるように思

われるわけでござい

ます。

しかしながら、裁判制度を維持すると申しまし

ても、当然國の側が負担すべき費用があるわけで

ござい

まして、この当事者と國の負担の關係をど

う調整するかということは非常にむづかしい問題

でございますが、これは結局は各國の國民經濟あ

るいは國民感情、國の財政、その他諸般の事情か

ら考へまして、健全な社會主義の上に立つて線

引かざるを得ないと思ふのでござい

ます。

この点に關しまして、こまかい金額の点までは

存じませんけれども、たとえば英米、あるいは訴

訟費用につきましましてかなり完備した體系を持

っておりますドイツ等におきましては、從來からど

ちらかと申しますと、わが國が明治以來とつていた

制度に比べますと、やや当事者の負担が重いよう

でござい

ます。その点についていろいろ、それで

は國民の權利保護が十分でないというような議論

があるようでござい

ますが、これをばつくりと憲

法上あるいは法制上、そういう態度を打ち出し

ておりますのは、たとえばワイリピン憲法などに

はそういう訴訟扶助、いわゆるリーガルエード

というような、一種のそういうことを受けるこ

とを國民の社會權として認めてい

るような規定を

しておるところもござい

ますけれども、大半の世

界各國におきましてはそういうふうなところまで

進んでおらないようでござい

まして、結局はいろ

いろな比較考量のもとに、ある程度当事者の負担

である、そしてその負担はかなりの程度で、わが

國はそれに比べますと、比較的負担の程度は軽い

のではないかと

いうふうに考へられるわけでござ

います。

○松本(十)委員 それではそういう諸外國の例も

踏まえ、最近の情勢を織り込んで今度の改正案を

つくられたのだと思ふのですが、今度の改正のお

もなわらいといふのはどこにあつたのでし

か。

現行法は、刑事關係のものは大正十年ですが、民事關係はさかのぼって明治二十三年です。それ以後昭和十九年の訴訟費用臨時措置法等があつて、經濟、社會の動きに適應する努力があつたのでしようが、まだ全体として見ますときに、相当長い間放置されておつたといふか、いかにも古い法律がいままでもかり通つておつたという感じがするのですが、それがなぜここまで延び延びになつておつたか、改正のねらいとあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○眞家政府委員 民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法、いずれも非常に古い法律でございまして、御指摘のとおり非常に不備なまま放置されていたわけでござい

ます。先ほど申し上げましたように、非常に基本的な問題があるわけでござい

ますけれども、それは一挙にしてその制度の基本的な方向を動かすというようなことは今回も考へなかつたわけで

ござい

まして、一般的に申しますと、当事者の負担の程度というものはそれほど変わつていないわけ

ではござい

ません。抽象的に申し上げますならば、たとへば民事訴訟で申しますと、民事訴訟制度を利用する國民の、利用者の負担といふものはある程度あるわけでござい

ますけれども、民事訴訟制度の機構の一般的な費用、つまり裁判所の庁舎の維持でござい

ますとか職員

の給与、そういうものはこれは当事者が負担すべきものではない。

これはおのおの國費をもつてこれに充てるべきであるといふような考へ方、そういう基本的な問題につきましましては全然そのたてまえを変えたわけではござい

ません。しかしながら、非常に古い法律でござい

ますから、さまざまの点におきまして非常な不備が目立っております。これはもちろん過去におきまして、常時ではござい

ませんが、そのつと検討の試みはなされたわけでござい

ます。

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十六年三月九日

ますけれども、残念ながらその急には参らなかつたわけでございます。これは訴訟の場におきまして、訴訟関係者の間におのずから解釈も一定いたしますし、あるいは慣行というものが固まっておりますし、あるいは慣行と曲がりなりにも運用されてきたということであつたわけでございます。それともう一つは、刑事訴訟費用につきましても、これは比較的単純でございます。刑事被告人に対して負担させるべき費用の範囲というものは非常に限定されたものでございますし、その範囲をどうこうするといふような議論はあまりなされなかつたのでございまして、比較的法律も新しいと申しますか、新しいと申しまして大正十年でございすけれども、それほど破れと申しますか、ほころびが目立たなかつたのでございす。

〔委員長退席、綴治委員長代理着席〕

それに反しまして民事訴訟費用法のほうは、印紙を含めまして明治二十三年の制定でございまして、非常に不備が目立ってはいないのでございすけれども、実は訴訟費用の確定決定、つまり勝訴者が訴訟費用額を確定いたしましたし敗訴者から取り立てるといふ制度がございすけれども、そういった制度が現実にはそれほど動いてはなかつたという点にもその原因が求め得られるのではないかと申すのでございす。その数を申しますと、これは最近でございすけれども、全地方裁判所の既済事件中、そういった訴訟費用額の確定決定の申し立てがございしたのは、せいぜい年周六、七百万という程度で、これは全事件に比べますときわめてわずかでございす。その原因はいろいろございす。わが国民感情と申しますか国民性と申しますか、訴訟費用まで追い打ちをかけるというところについて、それほど国民の間でそういった気持ちがないといふことも一つの原因でございす。本末訴訟費用として非常なウエイトを占めるはずの弁護士に対する報酬といふものがわが国では訴訟費用になつておりません。そういったことから訴訟費用額確定決定を求めると

いうケースは非常に少ないわけでございます。そういったこともございまして、訴訟費用の制度というものがそれほど常時非常な注目を引くというわけにはまいらなかつたのでございす。幸か不幸かそういった事情もございまして、まことにこれは遺憾に存するわけでございますけれども、長年放置されておりました。それを今回は改善点と申しましておわすかでございますけれども、若干の改善点を盛り込みまして、とにかくいままで慣行なり解釈なりでまかなつていたところをはつきりと明文化するといふ作業をいたしたわけでございます。

○松本(十)委員 それでは今度の民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案がかりに通過いたしました。そして経過的な取り扱ひとしての民事訴訟費用等に関する法律案の法律施行法案といふものでつないで、あとはもう当分の間大きな情勢の変化もない限り実定法として長い間有効に、しかもうまく機能する、こう考えていいわけですか。

○眞家政府委員 今度の法律案をごらんいただきましておわかりになりますように、従来は非常に抽象的、概念的に規定しておりました分を、今度の法律案ではきわめて具体的、明確に書いてある点が相当ございす。したがって、今後訴訟手続、訴訟法等の関係で改正がございす、それに対応した改正を加えるという部分的な改正を要する点は出てくると思ひます。しかしながら、この組み立ての基本的な部分につきましては、これは予測でございすけれども、将来かなりの使用に耐え得るのではないかと申すに考へる次第でございす。

○松本(十)委員 それでは結論的なことは以上にして、少しこまかな各論についてまず数カ点伺ひたいと思ひます。

私の聞いておるところでは、イギリス、ドイツ、諸外国では勝訴した当事者が弁護士に支払つた報酬、費用、これは敗訴した相手方に請求して取り立てる、こういう制度があるやに聞いており

ますが、わが国でも弁護士報酬を訴訟費用化したらどうかという問題は長い間の司法界の懸案事項だったと思ひます。今回の立法はそういったことを措置しておりますが、これに対する考え方、あるいは特にこの法律にそういう問題を入れた理由があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○眞家政府委員 御指摘のとおり、弁護士に対する報酬といふものは、現実の問題といたしまして民事訴訟に要する費用としては非常に大きなウエイトを占めるものであることは間違ひないところでございます。したがって、勝訴いたしまして、その弁護士報酬を敗訴者から償還を求めるところができないといふことは、国民の訴訟による救済を十分にならしめるものであるといふようなところから、弁護士に対する報酬を何らかの限度におきまして民事訴訟費用の一部にするといふことを主張する意見がかなり前から相当強く唱えられていたわけでございます。先般昭和三十九年に臨時司法制度調査会が内閣に対して意見を申し述べましたけれども、その中におきましても、弁護士制度についての改善策の一つといたしまして、弁護士報酬の訴訟費用化及び法律扶助制度の拡充について検討すること、という項目がございしました。また御指摘のように、諸外国にもそういった立法例がございす。もちろんこれは、アメリカのように原則としてとつておらない国、フランスもそうでございす。そういう国もございす。ただいま仰せのとおり、英国とかドイツなどにおきましては、この制度を取り入れておられるわけでございます。この点につきましては、従来からも検討いたしたのでございす。しかしながら、これは先般の臨時司法制度調査会の審議におきましても出たところでございす。根強い反対論も一方にございす。つまり反対論は、もし弁護士報酬が訴訟費用とされれば、敗訴者に弁護士費用まで負担させるのはあまりに酷である、道義に反する場合がありはしないか。しかも敗訴者がおおむね経済

的弱者であるといふことを考えると、非常に負担が大きくなるのはいかかものかであらうかといふような意見がございす。弁護士報酬の法定化といひますか、法律で報酬をきめてしまふということに結びつきやすいのではないかと。そうでないにしても、弁護士に対する報酬が低い水準に法定化されてしまふおそれがあるのではないかと。よるな、反対意見が相当あるわけでございます。そこで、事柄の合理性から申しますと、何と申しましても、弁護士に対する報酬は敗訴者の負担に付するといふ制度は、確かに合理的ですけれども、この制度は認めざるを得ないのでございすけれども、やはり法曹界、ことに法曹界の内部におきまして、賛成、反対の両意見があるといふ現状で、無理やりにこの制度を取り入れるといふことはなお早急ではないだらうか。弁護士界の内部におきましても、この問題を積極的に検討すべきであるといふふうの研究されておるというふうにも何ておるわけでございます。私どももいたしましては、今回の法律案には遺憾ながらその点までは踏み切れなかつた。しかしながら、将来の検討と、それから法曹三者の意向といふものがおのずから一致して線が出ました場合には、これは当然その点の改正といふことも検討すべきであるといふふうに考へておるわけでございます。

○松本(十)委員 なかなかむずかしい問題でありまして、これからは前向きにさらに検討を重ねていただいて、いいコンセンサスを得られるように、それを必要に応じては立法化の道を講ぜられるように要望しておきたいと思ひます。

次に、民事訴訟費用等に関する法律案の別表の第一を見ますと、かなり今度は変わつておるわけですが、こゝういふふうには手数料が変わつた、この変えた理由はどこにあるか。また、これを変えれば、全体としての収入総額といふのは大きく動くのですか、大勢としてはあまり変わらないようにしたのであるか。その辺のところについてのお答えを願ひたいと思ひます。

○眞家政府委員 手数料額の点でございますが、現在の法律で定められております手数料額、つまり民事訴訟用印紙法に定められております印紙代でございますが、これは長年そのまゝになっておりまして、その後の経済変動に際して当然改定する必要があるところでございます。しかしながら、今回の改正は、従来のものに単に経済事情に応じてそれを若干増額するということな態度はとりませんで、この機会に手数料の体系を再検討いたしまして、申し立ての種目に応じてそれぞれ適正な額を定めたものでございます。したがって、これは決して手数料額の増額というよりなことを意図したわけではございません。

そこで、その内容でございますけれども、逐一申し上げております非常に複雑になりますので、概略、基本的な点を申し上げますと、手数料の最も基本的な申しますか重要な部分でございますところの訴えの提起の手数料、その他訴訟の目的の額等に際しまして手数料率が上がつていく、所定の手数料率を上げまして算出することになつております。これは民事調停の手数料、あるいは支払い命令もそうでございますし、借地非訟事件の申し立ての手数料その他でございますが、そういったものにつきましては、その比率、つまり訴額の何割を手数料とするかというそのパーセンテージは従来のままにいたしておきます。つまり額面に際しまして、訴訟で申しますと一〇・七〇、〇・五〇というふうに通減してまいります。そういった比率につきましては、現在と全く同じでございます。ただ、刻みをやや荒くいたしました。従来一万円ごとの刻みであったのを、五万円、十万円というふうにならしたように、比率が通減いたしますけれども、その比率が通減する分かれ目、つまり十万円まで、五十万円までというふうになっておりましたのを、三十万円まで、百万円までというふうに改めまして、比率が改められるその基準点をやや動かしただけでございますけれども、さいせん

申し上げましたように、比率そのものは変わっておりません。

なお、それ以外の手数料、つまり現行法で定額の手数料を納めるべきものとされておりますものにつきましては、個々の種目に際しまして、裁判所の手数の繁雑さでございますとか、当事者等が受けます利益の程度というふうなものも勘案いたしまして再検討を加えました。そこで、従来は、十円、二十円、三十円、五十円、百円というふうに定められていたものでございますけれども、これを種目別に、大体、百円、二百円、三百円、五百円、千円、それから特殊なものとして三千円というものを一つつけたわけでございます。

なお、反面といたしまして、現行法では、あらゆる申し立てにつきまして印紙を貼用することが要求されておりました。したがって、いましめて、通常の手続で当然出てまいります期日の指定の申し立て、期日の変更あるいは証拠の申し出というふうなものにつきまして、あらゆるものについて印紙の貼用が要求されておりましたけれども、今後はそういった中間的、付随的なものの大部分は、これは基本的手数料の中にすでに含まれておるものというふうに考えまして、これを徴収しないことにいたしました。

なお、訴え等におきましては、初期の段階で取り下げあるいは却下の裁判がありまして、これが確定するといふような場合には、これは半額を返すというふうなことで調整をとっておりますので、これは合計いたしますとそれほどの増額と申しますか収入増にはならない。むしろそれをねらうとしたものではございませんので、当然そうなるわけでございますが、結果的に申ししてもたいたし違ひはないというふうに理解しておりますが、なおその点につきましては裁判所当局からお答え願ひの適當かと思ひます。

〔鐵治委員長代理退席、小島委員長代理着席〕
○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

現行法により昭和四十六年度の手数料収入の推計額は約十三億三千万円と推定されます。改正法により昭和四十六年度の収入推計額は十五億八千万円と推定することが出来ます。これに、訴え却下あるいは取り下げ等の場合に半額を返すという制度が新設されたので、それらを差し引きいたしますと、結果といたしましては約一五〇の増収である。これはあくまで結果がそうなるわけではございません。増収を意図して改正をしたわけではございません。

○松本(十)委員 次に、今度は第九条ですが、「過納手数料の還付等」という規定が新たに入つたと思ふのでありますが、従来でも過大に納められた手数料というものは納付者に返しておつたと思ふのです。今度の規定の新設された事由、あるいは取り扱ひの変更の内容等をお伺ひしたいと思ひます。

○眞家政府委員 現在におきましても、理論的に申しますと、過大な金額の印紙を貼用いたしました場合には、国が不当利得をするわけでございますから、不当利得の返還の請求をすればもちろん返さなければなりません。現実の処理といたしまして、裁判所当局におきまして実務上の便宜の取り扱ひを講じてやっておられたようにございまして、しかしながら、これは明文の根拠がございせんし、それは先年の国会の御審議でもそういった点を完備すべきであるというふうな御意見もございました。なお、これはほかの税法なんかにおきましてもこういった手当てがなされておりますので、そういった場合には簡易な手続を設けまして、裁判所に申し立てをして、決定で金額をちゃんと定めて、すぐ金銭で還付するという道を開く、それを明文化したわけでございます。

○松本(十)委員 次に、刑事訴訟費用関係に移りますが、現行法では刑事の手続において、公判で取り調べた証人、鑑定人等に対する旅費、日当、宿泊料、鑑定料、こういったものの支給につきましては、刑事訴訟費用法が適用される。第一回の

公判期日前に裁判官が取り調べた証人、鑑定人等に対する支給のほうは、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法、これが適用されておつたのであります。しかし、受け取る側の証人とか鑑定人の側から見れば、何か二本立ての法律を、同じように出ていくのにどうかというこどだつたと思ふのですが、今度の法律はこれを一本にまとめたということなのですか、どうですか。

〔小島委員長代理退席、小澤(本)委員長代理着席〕

○眞家政府委員 仰せのとおり、現在におきましては、公判で取り調べた証人と公判前の場合とを別々の法律にいたしまして、公判前のものにつきまして刑事訴訟費用法の規定を準用するということになつておりました。したがって、これはいづれも根拠は刑事訴訟法にあるわけでございますし、これを別に取り扱う必要はないわけでございます。これを訴訟費用の範囲と明確にしておけば、これはいづれも証人の側から見れば、国から支給を受ける費用に関する事柄でございますから、今度の法律ではすべて刑事訴訟費用等に関する法律の中に一本化するにいたしました。従来は公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法は第二条だけを残しまして、これは検察官が取り調べた証人等に関するものでございまして、題名もそれに際しまして、検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法にいたしました。分離いたしました。裁判所関係のものはすべて一本化することになりました。

○松本(十)委員 次に、訴訟費用の範囲の関係ですが、現行法の第一条といたして改正案の第二条と、こまかく議論すれば切りもありませんが、総じて、かなり表現のしかたというのか、法律用語、文言の書き方が変わつておると思ふのですが、これはその範囲を広くしたのであるか、狭くしたのであるか。常識的に結論としてどうなのでしょう。○眞家政府委員 結論から申し上げますと、範囲は全然変わっておりません。現在の刑事訴訟費用

法一条の規定では「公判ニ付」というふうに規定されておりますが、その解釈運用をいたしましては、裁判所が公判期日外で証人尋問等を行なう場合、つまり公判準備の証人等につきましても、これはそれに支給した日当等は訴訟費用の範囲に入るといふ解釈がとられていたわけでございまして、それを明文化いたしましたわけでございまして、

○松本(十)委員 次は、証人等の旅費の關係ですが、第三条、刑事關係ですね。それから民事關係も二十一条にあります。その旅費として、鉄道賃、船賃、路程賃または航空賃、こういう四つの種類を支払うときめておりますが、どのような条件で支払うかという点についてどうも説明が不十分と申しました。法律上はつきりしないような気も申しません。ただ民事の二十五条、刑事の九条等を見ますと、「最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する」ということが書かれておるわけですが、どういふふうになるのか、これに御説明をいただきたい。

それから、今度初めて路程賃なんということがあります。これもわれわれは日本語として耳なれにきくような感じがしますが、どういふ意味なのでしょう。

○眞家政府委員 刑事訴訟費用等に関する法律案の条文で御説明申し上げます。民事のほうも同様でございますが、条文の数が増えますので、刑事のほうで申し上げます。第九条に「旅費等の計算」という規定がございまして、旅費等につきましては「最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により」ということになっておるわけでございまして。これは抽象的に申しますと、まずある地点からある地点、後者は通常は裁判所でございますけれども、通常の経路及び方法が何であるかということを選定するわけでございまして、複数の行き方が、ルートに二通りあるという場合には通常の経路及び方法、そうしてその中で最も経済的なものを選び出すということになるわけでございまして、三

条のほうには鉄道賃、船賃、路程賃、航空賃というふうにございまして、これは現実には鉄道あるいは船舶を利用したかどうかということとは必ずしも關係ございせん。先ほど申しました九条による経路、方法が確定いたしますと、それについて鉄道、船舶、航空賃、船賃の便があれば船賃、航空賃ということになるわけでございまして。ただ航空賃につきましても、これを利用すべき特別の事由がある場合に限り、これを支給するわけでございまして、その場合には当然三条の二項の終わりにございまして、「現に支払つた旅客運賃」によるということになるわけでございまして。

なお、そういうふうにして鉄道賃あるいは船賃というものを支給したとき、その等級につきましても、裁判所が相当と認めることによつて決定をする、これが三条の二項でございまして、これは各地方裁判所が諸般の事情を考慮して決定されるということになるわけでございまして、個々具体的に決定をするということになるわけでございまして。

それから、最後の路程賃という表現でございまして、これは従来車賃とか馬賃とかいふ名称を使つておりました。法律としてはたしかに国家公務員等の旅費に関する法律におきまして車賃という名前がつけられておつたと思ひます。これは陸路、鉄道、便のない場合、船舶の便のない場合、そういった場合でございまして、あるいはその他の交通機関を利用するとか、あるいはその他の交通機関を利用するが公共的な定期的に行き交はる交通機関を利用する場合の運賃に對しまして、これはそのうちにはない交通機関または徒歩で行く場合の旅費でございまして。これは確かに新しいことばでございまして、これも国家公務員等の旅費に関する法律におきまして、鉄道賃は路程によるというより、なにかがございまして、路程ということばは必ずしも珍奇な表現でもないのではないか。これも余談でございまして、外国の例におきましても、たとえばアメリカの公務員が受けるのにマイルリッジというのがあるわけでございまして、これはマイル

賃とか訳してあるのでございまして、これもいわば路程に應じて金額がきまるというわけでございまして、ドイツ法を見ても、運賃と並びまして、先ほど申しましたような非定期的あるいは非公共的な交通機関を利用する場合あるいは徒歩で行く場合にはヴァーゲルというふうな表現を使つておられますので、これはまさに路程賃に当たるものではないかと考えたわけでございまして。

○松本(十)委員 なお当日の話も出ましたので、これを一、二伺いたいと思ひます。この委員会でも前に、前後の旅行日の分について宿泊料は支給されるけれども、日当は出ないじゃないか、これは不合理じゃないかということが出たようにありますが、今度の改正ではそれはどういふふうになるわけですか。

○眞家政府委員 刑事のほうの法律案の第四条を、ごらんいただきますと「証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」といふ)に必要な日数に応じて支給する」ということとございまして、いわゆる旅行日、出頭の前後に及びます旅行日についての日当を支給することができるといふことになったわけでございまして、これは先年来国会の御審議でも御指摘がございまして、新しい各種の旅費法におきましてはやはりこういった手当を設けるようにございまして、かように改めた次第でございまして。

○松本(十)委員 ある意味では前進されたということと評価するわけですが、それでは裁判所が日当の額をきめられるきめ方、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。こうなつておるのですが、これは具体的にいろいろ問題もあろうかと思ひます。また実際にはそれがどういふふうになるか、その辺についての御答弁をお願いいたします。

○眞家政府委員 証人日当の性質につきましましては、いままでの国会でも法務当局から御説明があつたと存じますけれども、証人が裁判所に出頭するために出捐を必要とした、たとえば湯茶というふうな積極的な出捐をした場合のその費用の補償と、裁判所に出頭するために時間がかかる、あるいは証人尋問で裁判所にある時間拘束される、そのために通常の職業につけなくて、ほんとうは裁判所に出なければそれだけ利益が得られたという消極的な利益の補償と、二つの面を持つておるというふうな考えられるわけでございまして。したがらしまして、それらの要素を考慮して最高裁判所が規則におきまして最高限を定め、その最高限の範囲内において、受訴の裁判所が、証人が裁判所に出頭したときに具体的にどの程度の出頭の費用がかつたか、あるいは証人の利益が喪失したか、あるいは証人の必要性の程度、そういうようなことを勘案いたしまして定めるということになるわけでございます。

○松本(十)委員 民事のほうに戻ります。この十一條では、費用は「当事者等が納めるものとする」といふふうになっておるのですけれども、貧困な者が訴訟することが費用の關係で困難がある場合があるわけですね。民事訴訟法の百十八條以下では訴訟救助の制度がありますが、これがどのようにに現実に活用されておるのか、あるいはまた法律扶助の制度、これの活用状況はどうなつておるか、その辺について伺ひたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 民法百十八條によりまして訴訟救助の点についてお答えいたします。

昭和四十年から昭和四十四年までの過去五年間の統計が出ておりますが、それによりますと、昭和四十年は申し立て件数が二百九十一件、昭和四十一年は四百八十四件、四十二年は八百十六件、四十三年は千三百三件、四十四年千七百七件と年々累増しております。そのうち許可された件数は約八七％、これが救助決定を受けております。

○松本(十)委員 かなり活用されておることがわかりました。刑事訴訟のほうでは貧困な被告人に對して多額の訴訟費用の納付を命ずるときには気の毒な場合もあるのではないかと感ずるわけでは

すが、そのような場合にはどういふ措置をとっておられますか。

○牧最高裁判所長官代理者 刑事訴訟法で有罪の裁判がなされるときには、被告人に訴訟費用の全部または一部を負担させるというのが原則でございます。しかし、被告人が貧困その他の理由で負担せしめるのを適当としないというような場合には、判決におきまして負担せしめないとする決定をすることもできます。

それともう一つ、一応判決においては訴訟費用の負担を命ぜられましても、その判決が確定いたしました後に、訴訟費用の執行免除の申し立てというのを被告人のほうから出すことができません。裁判所のほうとして被告人の貧困等の事情を認めた場合には、一たん負担を命じた訴訟費用を免除することができるとなっております。

○松本(十)委員 法律についての細目の質問は以上で終わりたいと思います。

最後に政務次官、一言質問いたしますが、法務省の關係の法律ですね、いろいろ六法全書等の法律をひもといてみますと、かなり古い法律がいまだに実定法として残っております。そもそも法律というものはコンサーパティブのものであつて、ただ朝令暮改すべきではないと思ひますが、しかし、いまのように社会経済情勢が急速なテンポで変化を遂げていく、その過程において、ともすればそういう現実に対応しない面がかなり出てきておるのではないかと。そういう意味で法務省所管の法律はもとより、関連する省の所管でもけっこうですが、できるだけなおろしをしていただいて、いまの時代にはたして合っているかどうか、そういう意味での検討をしていただきたいと思うのですが、政務次官の御見解はいかがですか。

○大竹政府委員 ただいまの御意見でございますが、憲法はよく御承知だから申し上げませんが、たとえば一番大事な民法、刑法、商法、この三つを実はとつてみましても、民法が明治二十九年、刑法が明治四十年、商法が明治三十二年というふうな、いずれも相当古い法律でございます。仰

せのように根本的に改正しなければならぬというところもよくわかつておるわけでありまして、たとえば刑法は法制審議会でも全面改正に着手していることは御承知のとおりであります。たしかこれは昭和三十一年以来御研究くださつておるわけでございます。十年近くたつておりますが、実はまだ結論が出ていないというふうな状態でございます。

しかし、おっしゃつていましたように、これはやはり社会的な問題として変化に応じて切れないというところは非常に困ることでありまして、もちろん刑法につきましても、この前も公害罪、これは別な法律でございますけれども、刑法の全面改正の中でも取り上げております問題でもございすけれども、この前の国会で取り上げたということも御承知のとおりであります。また商法につきましても、現在一部を改正したいということで研究していることも御承知だろつと思ひます。また民法におきましても、たしかもうこの委員会に付託になったと思ひますが、一部不完備な部分について新たに民法に加へたいということで御審議を願ふことにならうかと、そういうふうなことでございまして、これは法務省といたしましても十分全体を考え、そしてまた急速な社会の変化に差しかえのないように考えておることでございます。が、全体を改正するということはいま申し上げましたようになかなかむずかしいこととございす。

そのほかの法律で今度御審議願いたいと思つておりますのは、これは法律とすればあれであります。たとえば出入国管理令がポツダム政令のままになつてゐるというふうなこと、これを法律にしていただくこと、それから法務省で問題になつておりますのは、監獄なんというものはなにに監獄法なんという名前の残つてゐる法律なんかも、第一名前だけでも早く変へなければいけないが悪いじゃないかというふうな話なんかも実は出ておるわけでありまして、これらも今度の国会には間に合いませんでしようが、刑事施設法という新

しい名前でおそらく次の国会あたりで御審議を願ふことにならうかと思ひます。

いづれにいたしましても、法律が社会の实情に合ふぬということは御説のとおり非常に困ることとございまして、全体を考えるとともに社会の急速な変化に應ずるようになつていただけでございまして、まいりたいと思ひますので、委員会におかれましてはよろしく御協力を賜ふようお願いを申し上げます。

○松本(十)委員 民法、刑法、商法、こういった基本法は何と申しましても現在の社会、経済をささえる体制の支柱といひましようか、骨組みでありますから、いろいろな議論もありましようが、慎重にも慎重な議論、審議を重ねていただいて改正していただく必要があらうかと思ひます。極端な論をなす人は、七〇年代は激動の時代である、価値転換の十年である、ここまで言う人もあるわけですね。情報化時代の波に乗つて大きく世の中は変わつてくつと思ひますのでありまして、そういう政治、経済、社会、文化全般の変化に適応するように法務省全体が前向きで検討なされますことを要望して、私の質問を終わります。

○小澤(本)委員長代理 次回は明日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時二十五分散會

昭和四十六年三月十七日印刷

昭和四十六年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局